

第4章 地域公共交通計画

4-1 地域公共交通の現状

「第2章 宇土市の現状」及び「第3章 アンケート調査結果」から地域公共交通の現状を整理すると、以下のとおりとなります。

①地域公共交通の利便性の低さ

- ・JR 三角線沿線及び宇土～三角間の路線バスにおいては、運行本数も少なく、集落からのアクセス性が低いため、幹線系統としての役割が不足しています。
- ・また、コミュニティバス「行長しやん号」においては路線延長が長く、運行本数も各4便（右廻り・左廻り）となっており、利用者数は減少傾向となっています。
- ・JR 三角線や路線バスにおいて、小中高校生の通学や熊本市方面への通勤など一定の利用者数は見られるものの、**利用する人は限定的**となっています。
- ・コミュニティバスにおいては、路線延長が長いことから**運行本数などサービス水準へ支障**が生じているとともに、日曜日に運行していないことから、交通手段を持たない学生や来訪客などが利用できない状況です。
- ・ただし、運賃無料期間においては利用者が大幅に増加（2倍程度）していることから、**潜在需要は多く存在**していることがうかがえます。
- ・ミニバスにおいては、運転免許証などを保有しない高齢者の移動手段を担っていますが、**利用者が限定的で新規需要の獲得が進まない状況や、曜日運行に伴う利用の制約**などの問題を抱えています。

⇒ 関連ページ：P13～17, P50～54

②地域公共交通に係る財政負担の増加

- ・宇土～三角間の路線バスに関しては、宇土～住吉間、住吉～網田間、宇土～網田間などの利用が見られますが、宇土～三角間などの市域を跨いだ利用は少ない状況です。
- ・コミュニティバスやミニバスにおいては、**利用が見られない区間・便が存在**、さらには1便あたりの利用者数に対して**運行車両が大きい**路線が存在するなど、**非効率な運行**が一部で見られます。
- ・宇土～三角間ではJRと路線バスが、市街地部では路線バス、コミュニティバス、ミニバスの運行路線が**多くの区間で重複**しています。
- ・その結果、地域公共交通に係る財政負担は、路線バスに関して年々増加し、全体で5,000万円以上（宇土～三角間の路線バスが多くを占める）となっています。

⇒ 関連ページ：P13～17, P45～49

③地域公共交通相互などの連携不足

- ・現在の地域公共交通は乗り継ぎなどを考慮した運行形態となっていないことから、**各交通機関相互を乗り継いでの利用は極めて少ない状況**です（駅や主要施設における結節性も低い）。
- ・一方、地域公共交通利用者の利用理由、さらには非利用者の重要視する事項として「目的地まで直接行ける」が多くを占めており、利用者の多くが高齢者であることを踏まえると、**乗り継ぎに伴う負荷発生の影響が懸念**されます。
- ・市内には福祉タクシー事業者や福祉マイクロバスが存在し、利用者の多様なニーズへ対応している状況ですが、一部タクシー事業者やミニバス等の他サービスと重複している部分も見られます。

⇒ 関連ページ：P12, P31～32, P34～35, P55, P66～67

④交通空白地の存在

- ・JR 三角線沿線や路線バス・ミニバス沿線などにおいて、**集落から駅やバス停までのアクセス性が低い地域が存在**します。
- ・その結果、**高齢者の多くが自動車（運転）で移動**しているとともに、運転免許証を持たない人は、「車（送迎）」もしくはタクシーでの移動に依存しており、外出頻度など日常生活へも影響しています。
- ・高齢者の運転免許証の返納は今後もさらに増加し、**移動手段が必要な交通弱者が増加**することが想定されます。

⇒ 関連ページ：P24, P27～28, P81～94

⑤地域公共交通に対する市民の関心の低さ

- ・現在の地域公共交通利用者は小中高生や高齢者に限定的となっており、多くの市民が利用したことがない、さらには地域公共交通に対して関心が低くなっています。
- ・一方で、高校生など若い世代や高齢者においては、地域公共交通の維持に向けた協力意識として、比較的高い傾向となっています。

⇒ 関連ページ：P27, P34, P39, P74, P80

⑥地域公共交通の維持・確保に対する懸念

- ・既存の交通事業者においては、運転手不足や運転手の高齢化など今後の事業継続に不安を抱えており、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営環境の悪化に拍車がかかっています。
- ・今後は運行効率性の向上を目指しつつ、地域と連携した魅力創出などの一体的取組が求められています。

⇒ 関連ページ：P58～65

4-2

地域公共交通の課題

本市における地域公共交通は、「4-1 地域公共交通の現状」に示す 6 つの現状に直面しており、地域の実情に応じた地域公共交通を構築していくことが課題となっています。

①地域公共交通の利便性 の低さ : 地域の需要やニーズなどに応じたメリハリのあるサービス提供など、利便性を確保した地域公共交通への見直しが必要です。

②地域公共交通に係る財政負担の増加 : 各地域公共交通の役割分担を明確にしつつ、利用形態などに応じた効率的な地域公共交通体系への見直しが必要です。

③地域公共交通相互などの連携不足 : 地域公共交通相互の結節性を高め、地域に存在する輸送資源を活用・連携させた一体的な地域公共交通体系の構築が必要です。

④交通空白地の存在 : ニーズが今後さらに高まる交通弱者への対応も考慮し、きめ細かい地域公共交通サービスの提供が必要です。

⑤地域公共交通に対する市民の関心の低さ : 地域公共交通を利用するためには、適切な情報提供に加え、関心を高め・使ってみたくなるような工夫・意識啓発に向けた取り組みが必要です。

⑥地域公共交通の維持・確保に対する懸念 : 交通事業者のみでなく市民・地域が一体となり、地域公共交通を維持・確保していくための取り組みが必要です。

4-3 地域公共交通の基本的な方針

(1) 本市が目指すまちの姿(将来像)



資料：第6次宇土市総合計画 前期基本計画

(2) 他分野における地域公共交通へのニーズ

- 福祉面：高齢者や障がい者などが気軽に利用可能な移動手段としての基盤、
高齢者や障がい者に配慮した運賃などの費用負担に対する支援 など
- 教育面：小中学校などのニーズに応じた利用しやすい体制整備 など
- 観光面：JR駅などからの2次交通の整備 など

(3) 地域公共交通が果たすべき役割

- ①市民の多様な移動ニーズに対応し、日常生活を支える
 - ②地域の暮らしを支える
 - ③人々の交流促進
- ⇒ まちのポテンシャルを創出し、まちの持続的な発展に寄与

(4) 本市における地域公共交通の基本的な方針

地域公共交通が果たすべき役割を踏まえ、本市が有する可能性（ポテンシャル）を創出し、持続的なまちの発展を目指すことを念頭に、以下の通り設定します。

地域公共交通が“輝く”まち・宇土
-地域みんなで魅力的な地域公共交通を創出します-

将来の人口展望に向けた課題・対策を踏まえた,目指すべき将来の方向

基本目標1 新しいひとの流れをつくる ~移住の視野拡大に向けた関係人口の創出へ~

若い世代の転出超過を克服し,人口の流出抑制や転入者の増加を目指し,効果的なシティプロモーションを行い,まちの魅力と認知度を高めます。また,地域資源を活かした観光振興により交流人口を拡大し,農業・漁業などを通じた市外者との関係人口を創出するなど移住・定住に向けた各種補助事業や環境整備を行い,市への移住の流れと人口定着を図ります。

基本目標2 切れ目のない子育て支援 ~若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる~

結婚から出産,子育てまでの切れ目のない子育て支援を充実し,若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・子育てのできる環境をつくることで,結婚・出産・子育ての希望をかなえます。また,特色ある教育環境を整備し,子育て世帯に選ばれる,住みたい・住み続けたいまちづくりを目指します。

基本目標3 安定した仕事をつくる ~就労機会の創出と多様化~

水産物などの地域資源を活かした特産品の開発・販売により,市の魅力を発信し,新たな担い手を育成するとともに,地場産業の経営基盤の強化と,創業・就労支援及び企業誘致により安定した雇用の創出を目指します。

基本目標4 多様な主体による持続可能な社会づくり

～戦略を動かす協働のまちづくりと持続可能な社会の形成～

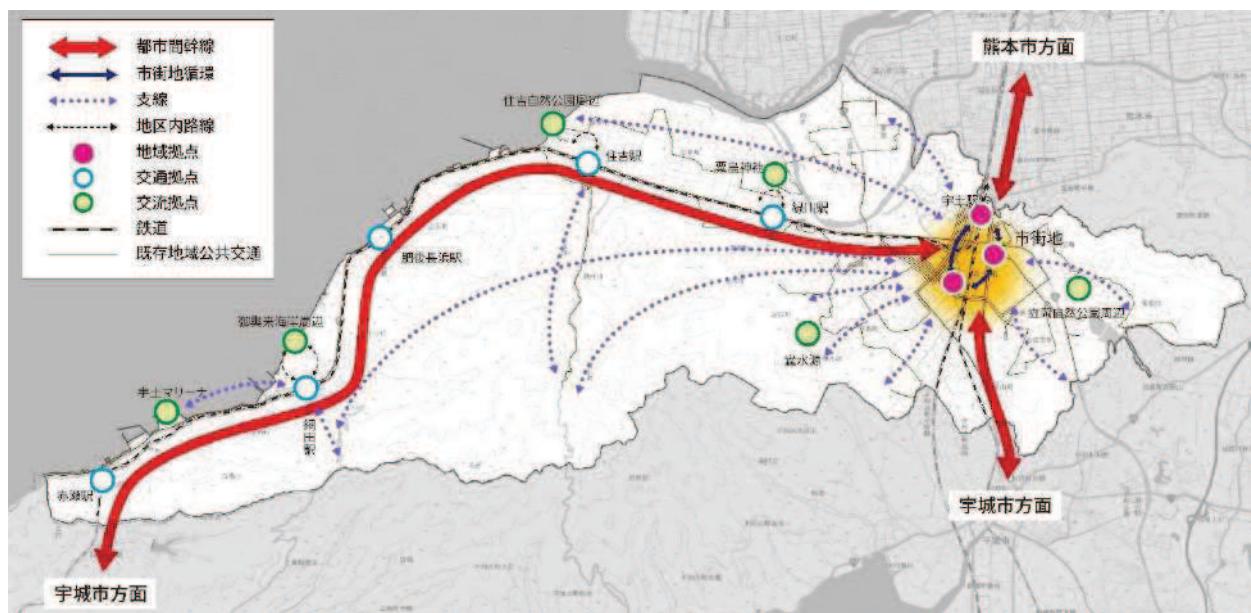
市民との協働によるまちづくりや官民連携・広域連携を拡大し,戦略を動かすまちの原動力を活性化します。また,持続可能な地域社会を形成するため,SDGs の考え方を踏まえ,経済,社会及び環境のさまざまな分野において,市民が安心して住み続けられる暮らしをつくります。

資料 : 第2期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略

4-4 地域公共交通体系の将来像

(1) 地域公共交通体系の将来像

本市の都市構造等を踏まえ、市街地への交通ネットワークの確保に加え、各地に存在する拠点間のアクセス強化、さらには拠点を中心とした交通ネットワークの確保など、下図のとおり拠点の形成・機能強化、交通ネットワークの構築に向けて取り組んでいきます。



[拠点の考え方]

拠点名	位置づけ	対象
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における中心となる拠点 主に市街地内 周辺には商業施設や医療施設などが立地 多様な地域公共交通が結節する拠点 	宇土市役所, JR 宇土駅, 大型商業施設 ※市街地全体
交通拠点	<ul style="list-style-type: none"> 主に鉄道駅 都市間幹線が運行する拠点 各地区で市民などが集え、コミュニティの形成が期待される拠点 	JR 各駅
交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> 市民だけでなく市外からも人が集う交流人口拡大の拠点 	御輿来海岸周辺, 住吉自然公園周辺, 立岡自然公園周辺, 宇土マリーナ,栗嶋神社, 轟水源

[交通ネットワークの考え方]

路線名	果たすべき役割	主な利用者	配置方針	交通手段
都市間幹線	本市と熊本市や宇城市など都市間の移動を担います。	通勤・通学者、その他市民全般、観光客、その他来訪者	地域拠点と隣接都市、市街地を結ぶ路線	鉄道、路線バス
市街地循環	市街地内を循環し、本市の地域公共交通の基盤を担います。	市民全般、その他来訪者	市街地内の地域拠点を結ぶ路線	コミュニティバス、タクシー
支線	集落などの居住地から最寄りの拠点、もしくは市街地などの拠点を結ぶ日常生活の移動手段を担います。	高齢者などの通院・買い物利用その他市民全般	居住地と最寄りの拠点もしくは市街地を結ぶ路線	ミニバス、デマンドバス、タクシー、福祉バス
地区内路線	地区内などで小規模な移動需要などに対応したサービスを担います。	地域の高齢者などの通院・買い物利用、観光客	交通拠点と交流拠点などを結ぶ路線	タクシー、グリーンスローモビリティ※などの新交通手段

※グリーンスローモビリティとは、時速 20km/h 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスのことであり、その車両も含めた総称のことです。

4-5 計画の目標

(1) 計画の目標

[本市における地域公共交通の基本的な方針]

地域公共交通が“輝く”まち・宇土 -地域みんなで魅力的な地域公共交通を創出します-

[地域公共交通が抱える課題]

①地域公共交通の利便性の低さ

- ⇒ 地域の需要やニーズなどに応じたメリハリのあるサービス提供など利便性を確保した地域公共交通への見直しが必要です。

②地域公共交通に係る財政負担の増加

- ⇒ 各地域公共交通の役割分担を明確にしつつ、利用形態などに応じた効率的な地域公共交通体系への見直しが必要です。

③地域公共交通相互などの連携不足

- ⇒ 地域公共交通相互の結節性を高め、地域に存在する輸送資源を活用・連携させた一体的な地域公共交通体系の構築が必要です。

④交通空白地の存在

- ⇒ ニーズが今後さらに高まる交通弱者への対応も考慮し、きめ細かい地域公共交通サービスの提供が必要です。

⑤地域公共交通に対する市民の関心の低さ

- ⇒ 地域公共交通を利用するためには必要な適切な情報提供に加え、関心を高め・使ってみたくなるような工夫・意識啓発に向けた取り組みが必要です。

⑥地域公共交通の維持・確保に対する懸念

- ⇒ 交通事業者のみでなく市民・地域が一体となり、地域公共交通を維持・確保していくための取り組みが必要です。

[計画の目標(今後の方向性)]

①移動ニーズを踏まえつつ、まちづくりと連携した一体的な地域公共交通体系の構築

- ・移動ニーズにマッチした地域公共交通網を形成するとともに、拠点性（結節性）の向上や運行ダイヤの接続強化など、まちづくりと連携した一体的な地域公共交通体系を構築します。

②地域が一丸となった持続可能な地域公共交通サービスの提供

- ・既存の地域公共交通を有効活用しつつ、地域の輸送資源も活用し、役割分担の明確化や需要に応じたメリハリのあるサービス提供など、地域が一丸となり持続可能な地域公共交通サービスを提供します。

③交通弱者に配慮したきめ細かい地域公共交通サービスの提供

- ・運転免許証を保有しない小中高校生や高齢者などの移動ニーズや生活実態などを踏まえ、交通弱者に配慮したきめ細かい地域公共交通サービスを提供します。

④地域公共交通の利用促進・需要創出に向けた機会づくり

- ・市民の地域公共交通に対する意識啓発による利用促進に取り組むとともに、市民及び来訪者の地域公共交通を利用する機会づくりなど需要創出に取り組みます。

⑤地域・行政・交通事業者の連携・協働による地域公共交通づくり

- ・地域公共交通の維持・確保に向けて、地域・行政・交通事業者が連携・協働する地域公共交通づくりに取り組みます。

(2) 目標に対する数値指標・目標値

[考え方]

- ・1) 3) 6) : 第6次宇土市総合計画前期基本計画との整合を図り地域公共交通の利用者数を増加
- ・2) : 約2倍を目標設定（平成28年度が12.5%）
- ・4) : キロあたり運行単価の増加を考慮するとともに、R3年度実績に対して路線バス見直し分を削減
- ・5) : 地域住民アンケート結果より80歳以上の「週1回以上」の地域公共交通利用率10%を70歳以上にも設定
- ・7) : 乗合タクシーであることを前提に、全ての路線で2.0人/便以上を設定

[目標に対する数値指標・目標値]

数値指標	現況値	目標値 (令和8年度)
1) コミュニティバス「行長じゃん号」の利用者数※	8,534人/年 (R元年度実績)	8,199人/年 (R3年度実績) 10,000人/年以上 (増加)
2) コミュニティバス「行長じゃん号」の収支率	11.4% (R元年度実績)	4.5% (R3年度実績) 15%以上 (向上)
3) 地域拠点（JR宇土駅）の乗車人数	1,929人/日 (R元年度実績)	1,504人/日 (R2年度実績) 2,000人/日以上 (増加)
4) 路線バスに対する市財政負担額	37,551千円 (R元年度実績)	46,115千円 (R3年度実績) 30,000千円以下 (削減)
5) 70歳代の地域公共交通利用率 (週1回以上)	5.0% (R3地域住民アンケート)	10%以上 (増加)
6) ミニバス「のんなっせ」の利用者数※	5,487人/年 (R元年度実績)	4,696人/年 (R3年度実績) 6,000人/年以上 (増加)
7) ミニバス「のんなっせ」の 1便あたり利用者数（路線毎）	1.5～4.0人/便 (R元年度実績)	0.9～3.2人/便 (R3年度実績) 全路線2.0人/便以上 (増加)
8) 地区内路線の導入件数	-	1地区 (新規)
※1), 2), 6), 7)と同じ	-	-
9) 地域公共交通マップ等の更新	作成 (R3年度実績)	最新情報に更新
10) 地域公共交通に関する定期的な 広報活動	1回/年	2回/年 (増加)
11) 地域との協働による取組み件数	なし (R2年度実績)	2回/年 (新規)

※運行費の国庫補助対象系統に係る目標値については別紙に記載。

4-6 目標達成に向けた施策・事業

[目標に対する数値指標・目標値]

数値指標	現況値	目標値 (令和8年度)
------	-----	----------------

目標①：移動ニーズを踏まえつつ、まちづくりと連携した一体的な地域公共交通体系の構築

1) コミュニティバス「行長しやん号」の利用者数	8,534人/年 (R元年度実績)	8,199人/年 (R3年度実績)	10,000人/年以上 (増加)
2) コミュニティバス「行長しやん号」の収支率	11.4% (R元年度実績)	4.5% (R3年度実績)	15%以上 (向上)
3) 地域拠点（JR宇土駅）の乗車人数	1,929人/日 (R元年度実績)	1,504人/日 (R2年度実績)	2,000人/日以上 (増加)

目標②：地域が一丸となった持続可能な地域公共交通サービスの提供

4) 路線バスに対する市財政負担額	37,551千円 (R元年度実績)	46,115千円 (R3年度実績)	30,000千円以下 (削減)
5) 70歳以上の地域公共交通利用率 (週1回以上)		5.0% (R3地域住民アンケート)	10%以上 (増加)

目標③：交通弱者に配慮したきめ細かい地域公共交通サービスの提供

6) ミニバス「のんなっせ」の利用者数	5,487人/年 (R元年度実績)	4,696人/年 (R3年度実績)	6,000人/年以上 (増加)
7) ミニバス「のんなっせ」の1便あたり利用者数 (路線毎)	1.5～4.0人/便 (R元年度実績)	0.9～3.2人/便 (R3年度実績)	全路線2.0人/便以上 (増加)
8) 地区内路線の導入件数	-	-	1地区 (新規)

目標④：地域公共交通の利用促進・需要創出に向けた機会づくり

※1), 2), 6), 7)と同じ	-	-
9) 地域公共交通マップ等の更新	作成	最新情報に更新

目標⑤：地域・行政・交通事業者の連携・協働による地域公共交通づくり

10) 地域公共交通に関する定期的な広報活動	1回/年	2回/年 (増加)
11) 地域との協働による取組み件数	なし (R2年度実績)	2回/年 (新規)

[目標達成に向けた施策・事業]

目標達成に向けた施策・事業	事業概要
事業1) コミュニティ交通の見直し	コミュニティバス「行長しゃん号」とミニバス「のんなっせ」において、運行区間などを見直すとともに、施設などへの乗り入れや運行本数などの見直し、分かりやすい時刻表やバス停の見直しを行い、利用者の利便性向上を図ります。
事業2) 駅や施設などを活用した交通拠点の創出	市内のJR駅や主要施設などにおいて、駅舎の有効活用や地域公共交通の待ち環境の向上、さらには地域公共交通相互の接続強化などを行い、交通拠点の創出を図ります。
事業3) 路線バスの見直し	路線バスの三角線(三角～宇土間)を対象に、運行区間や運行本数などの見直しを行うとともに、代替交通などの検討を行い、運行効率化を図ります。
事業4) 福祉事業との連携	ミニバス「のんなっせ」と福祉バス「あじさい号」が連携し、地域住民の利便性向上及び運行効率化を図ります。
事業5) コミュニティ交通の見直し (再掲)	ミニバス「のんなっせ」の運行形態の見直しを行うとともに、網田地区などにおいて地区内や拠点間を連絡する地区内輸送手段を検討し、利用者ならびに来訪者などの利便性向上を図ります。
事業6) 交通弱者を対象とした運賃などの助成	高校生や高齢者などの交通弱者を対象に、運賃などの助成を行うことで、地域公共交通の利用促進を図ります。
事業7) 新たな運賃制度の導入	コミュニティバス「行長しゃん号」とミニバス「のんなっせ」を対象に新たな運賃制度を導入し、利用者の利便性向上を図ります。
事業8) 地域公共交通に関する情報発信の強化	地域公共交通マップの定期更新やその他媒体などを活用した情報発信を強化することで、地域公共交通の利用促進を図ります。
事業9) 地域公共交通利用啓発活動の実施	ターゲットに応じた地域公共交通利用啓発活動を定期的に実施することで、地域公共交通に対する地域住民の意識の醸成、さらには利用促進を図ります。
事業10) 企業との連携	行政・企業などが連携した地域公共交通利用啓発活動を実施することで、地域公共交通の利用促進を図ります。

事業 1) コミュニティ交通の見直し

【事業概要】

コミュニティバス「行長しゃん号」とミニバス「のんなっせ」において、運行区間などを見直すとともに、施設などへの乗り入れや運行本数などの見直し、分かりやすい時刻表やバス停の見直しを行い、利用者の利便性向上を図ります。

*コミュニティバスとミニバスの運行は、国の運行費補助（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用

	コミュニティバス「行長しゃん号」	ミニバス「のんなっせ」
運行主体	産交バス株式会社	タクシー 3 事業者
事業内容	市街地循環型	郊外部 ⇄ 市街地
運行形態	路線定期	路線定期
運行路線数	1(右回り,左回り)	5路線

【事業主体】

市(協議会),交通事業者,施設関係者

【事業箇所】

市全域

【事業実施イメージ】

①コミュニティバス「行長しゃん号」の運行内容の見直し

例)・運行区間の短縮(右図イメージ)

1便あたりの運行時間を短縮します。
(38~41分→22分程度)

- 運行本数の増加
運行区間の短縮に合わせて、運行本数を増加させます。
(午前・午後ともに3往復程度)
- 運行曜日の追加
現在運行していない日曜日についても運行します。



②ミニバス「のんなっせ」の運行内容の見直し

現在の利用実態等を踏まえ、ミニバス「のんなっせ」の運行区間の見直しを行います。

- 花園北部線：宇土駅西口までの運行を宇土シティモール前までの運行に見直し
- 花園南部線：同上
- 轟線：宇土駅西口までの運行を、宇土市役所前から宇土シティモール前までに見直し
- 宇土北部線：地区から宇土市役所経由、宇土駅西口までの運行を、地区から宇土市役所経由で宇土シティモール前までの運行に見直し
- 網津・緑川線：宇土駅西口までの運行を宇土市役所経由、宇土シティモール前までに見直し

【期待される効果】

- コミュニティバス「行長しゃん号」の利便性向上に伴う利用者数の増加
- コミュニティバス「行長しゃん号」の利用者数増加に伴う収支率の改善
- ミニバス「のんなっせ」の運行効率性の改善
- JR、コミュニティバス「行長しゃん号」、ミニバス「のんなっせ」の接続強化
- 市街地部の回遊性向上、活性化

*国の運行費補助は、存続が危惧に瀕している生活交通について、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取組みを支援するものであり、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金は幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援されるものです。

事業2）駅や施設などを活用した交通拠点の創出

【事業概要】

市内のJR駅や主要施設などにおいて、駅舎の有効活用や地域公共交通の待ち環境の向上、さらには地域公共交通相互の接続強化などを行い、交通拠点の創出を図ります。

【事業主体】

市(協議会)、交通事業者、施設関係者

【事業箇所】

JR駅、主要施設

【事業実施イメージ】

①JR各駅での駅舎の有効活用

現在のJR各駅（網田駅除く）に設置されている駅舎について、交通事業者やその他関係者との連携等を図り、コミュニティスペース化やカフェの設置など、有効活用を図ります。



〔JR網田駅の駅舎を活用し、地元網田地区のNPO法人の管理により運営されている「網田レトロ館&カフェ」〕

②主要拠点での交通拠点の創出

主要拠点（宇土市役所や宇土シティモールなど）を対象に、地域公共交通相互のダイヤの見直しによる接続強化や待合環境整備（ベンチ設置など）、さらには情報提供の充実など交通拠点の創出を図ります。

情報提供にあたっては、デジタルサイネージ※等を設置することで、バスロケーションシステム等の運行情報の提供に加え、地域のイベントに関する情報や観光情報、企業などの広告等を提供します。

【期待される効果】

- ・JR駅の利用者数増加
- ・地域公共交通利用者の利便性向上
- ・JRとその他地域公共交通との接続強化
- ・交流人口や滞在人口の増加等に伴う各地区の活性化



〔由布市で設置しているサイネージの事例〕

※デジタルサイネージとは、施設等にディスプレイなどの映像表示装置を設置し、情報を発信するシステムのことであり、サイネージとは看板等を意味します。

事業3) 路線バスの見直し

【事業概要】

路線バスの三角線(三角～宇土間)を対象に,運行区間や運行本数などの見直しを行うとともに,代替交通などの検討を行い,運行効率化を図ります。

※ミニバスとデマンドバスの運行は,国の運行費補助(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)を活用

※代替交通に対しては,必要に応じて国の運行費補助(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)を活用

【事業主体】

市(協議会),交通事業者,教育委員会

	ミニバス「のんなっせ」	デマンドバス
運行主体	タクシー3事業者	タクシー1事業者
事業内容	郊外部↔市街地	郊外部(網田など)↔市街地
運行形態	路線定期	区域運行
運行路線数	5路線	-

【事業箇所】

路線バス三角線沿線

【事業実施イメージ】

①三角線の見直し

路線バスの三角線(三角～宇土間)を対象に,運行区間や運行本数などの見直しを,現在の利用者の利用実態等を踏まえ行います。

見直し例)

- ・住吉駅～宇土市街地間に関しては,車両のダウンサイ징等も行いつつ,定時定路線などの一定サービス水準を確保するか,ミニバス「のんなっせ」の網津・緑川線の運行内容を見直し(毎日運行,運行本数増加など),対応。
- ・網田～住吉間に関しては,網田地区で運行しているデマンドバスの活用(エリアの拡大)や網田地区の小中学生に対しては代替する通学手段の運行もしくはデマンドバスで対応。
- ・その他,料金設定などを工夫することで,JR区間と利用区間が同様の場合はJRへの乗り換えなどを促進。

〔三角線の利用実態〕

※市域を跨いだ利用はほぼ見られないが,住吉駅を跨いだ移動は一定程度存在する状況。

乗車バス停	降車バス停																																										
	1.宇土駅前	2.原創団地	3.西城の湯	4.西城の湯北口	5.宇土本町北口	6.宇土三丁目	7.宇土市役所前	8.諫切	10.野野	12.網津	14.住吉駅前	15.住吉駅北側	16.水谷(宇土)	19.東長浜	20.長浜御宿	22.北新地	24.網田御宿	25.網田駅前	27.平岩	28.平岩(宇土)	32.大田原	34.西三号	36.三角線南端	43.東津	45.三角線北																		
1.宇土駅前							2	1																																			
2.原創団地																																											
5.宇土本町五丁目																																											
6.宇土三丁目	1																																										
7.宇土市役所前	1																																										
8.諫切	1																																										
12.網津			1																																								
13.網川入口				1																																							
14.住吉駅前	1				1																																						
15.住吉駅の前		1				1																																					
16.長部田					1																																						
17.小池(宇土)	1						1																																				
21.小松(長浜)								1																																			
22.北新地									1																																		
24.網田御宿下									1																																		
25.網田駅前										2																																	
26.飯岡東																																											
28.赤瀬(三角)																																											
32.大田原																																											
34.西三号																																											
36.三角線南端																																											
41.三角小学校前																																											
42.水港																																											
45.三角線交																																											

〔期待される効果〕

- ・路線バスの財政負担の削減
- ・地域の実情に応じた柔軟な地域公共交通の運行による利便性向上

事業4) 福祉事業との連携

【事業概要】

ミニバス「のんなっせ」と福祉バス「あじさい号」が連携し、地域住民の利便性向上及び運行効率化を図ります。

【事業主体】

市(協議会)、交通事業者、福祉関係者

【事業箇所】

市全域

【事業実施イメージ】

①ミニバス「のんなっせ」との連携

福祉バス「あじさい号」とミニバス「のんなっせ」が連携し、福祉バス「あじさい号」へあじさいの湯利用者以外の方も利用可能(有料)とするとともに、ミニバス「のんなっせ」との重複路線の見直しを行なながら、一体的に高齢者等の利便性向上を図ります。



あじさい号（福祉マイクロバス）運行時刻表

【利用できる方】60歳以上の方で老人福祉センター又はあじさいの湯を御利用の方

【乗車料】無料。（老人福祉センターの入館料100円、あじさいの湯入館料を要します。）

詳細は下記まで御連絡下さい

宇土市老人福祉センター

電話 0964-22-1008

第2・4月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日		
宇土・花園方面 行き 8:30 老人福祉センター 8:35 城田町地 8:40 曽根公民館 8:45 伊豫建設 9:05 中柄 9:15 宇土駅前商店街 9:20 老人福祉センター 9:35 あじさいの湯 10:10 老人福祉センター	宇土・花園方面 帰り 14:30 老人福祉センター 14:50 あじさいの湯 15:05 老人福祉センター 15:10 老人福祉センター 15:15 宇土駅前商店街 15:25 中柄 9:20 老人福祉センター 15:40 伊豫建設 15:45 城田町地 15:55 老人福祉センター	宇土・走瀬・網津方面 行き 8:30 老人福祉センター 8:33 本町通り 8:33 城之浦 8:35 宇土駅前商店街 8:40 本町5丁目 8:45 走瀬小学校 8:50 花園体育館 9:05 あじさいの湯 9:15 桜引 9:20 走瀬小学校 9:30 走瀬体育館 9:45 本町2丁目 9:47 芝光苑 9:50 老人福祉センター	轟方面 行き 14:30 老人福祉センター 14:35 本町2丁目 14:50 網津小学校 14:55 桜引 15:00 あじさいの湯 15:05 新町4丁目 15:15 走瀬体育館 15:20 宇土駅前商店街 15:25 宇土駅 15:30 本町5丁目 15:35 新町4丁目 15:40 老人福祉センター 15:45 芝光苑 15:50 老人福祉センター	網津・網田方面 行き 9:30 老人福祉センター 9:40 宇土市民会館 9:45 伊豫建設 9:50 花園体育館 9:55 畠原公民館 10:00 住吉自然公園 10:05 芝光苑 10:10 老人福祉センター	網津・網田方面 帰り 14:30 老人福祉センター 14:45 住吉自然公園 14:55 畠原公民館 15:00 住吉自然公園 15:02 畠原駅 15:05 戸口入口 15:20 あじさいの湯 15:35 宇土小学校 15:40 宇土市民会館 15:42 宇土市民会館 15:45 老人福祉センター	轟方面 帰り 15:45 老人福祉センター 15:50 芝光苑 15:55 畠原公民館 15:55 西岡神宮 16:00 薩摩公民館 16:05 薩摩自然公園 16:10 老人福祉センター 16:15 宇土駅前商店街 16:20 老人福祉センター
緑川方面 行き 8:30 老人福祉センター 8:40 馬之瀬 8:45 走瀬体育館 9:00 花園 9:05 供託 9:15 宇土駅前商店街 9:25 老人福祉センター	花園方面 行き 9:25 老人福祉センター 9:30 城田町地 9:35 曽根公民館 9:40 伊豫建設 9:45 宇土駅前商店街 9:50 花園 10:00 網津小学校 10:02 下西山 10:05 老人福祉センター	緑川方面 帰り 14:30 老人福祉センター 14:35 宇土駅前商店街 14:40 馬之瀬 14:45 走瀬体育館 14:50 下西山 14:55 網津小学校 15:00 花園 15:05 網津小学校 15:10 あじさいの湯 15:25 老人福祉センター	花園方面 行き 15:30 老人福祉センター 15:34 芝光苑 15:35 領家駅前商店街 15:40 下西山 15:45 網津小学校 15:50 網津小学校 15:55 花園駅前商店街 16:00 立町商店 16:05 曽根公民館 16:07 伊豫建設 16:15 老人福祉センター	花園方面 行き 9:20 老人福祉センター 9:30 宇土駅前商店街 9:35 宇土駅前商店街 9:40 新町4丁目 9:45 みづしま食品 9:50 下西山 9:55 網津小学校 10:00 あじさいの湯 10:05 花園 10:10 伊豫建設 10:15 老人福祉センター	宇土・あじさいの湯方面 行き 14:30 老人福祉センター 14:45 あじさいの湯 15:05 宇土駅前商店街 15:15 本町5丁目 15:20 新町4丁目 15:25 老人福祉センター	花園方面 帰り 14:30 老人福祉センター 14:32 芝光苑 15:35 宇土駅前商店街 15:40 下西山 15:45 みづしま食品 15:50 花園 15:55 花園駅前商店街 16:00 伊豫建設 16:05 曽根公民館 16:15 老人福祉センター

【期待される効果】

- ・高齢者をはじめとする地域住民の利便性向上
- ・あじさい号での料金収受に伴う市の財政負担の軽減

事業5) コミュニティ交通の見直し(再掲)

【事業概要】

ミニバス「のんなっせ」の運行形態の見直しを行うとともに、網田地区などにおいて地区内や拠点間を連絡する地区内輸送手段を検討し、利用者ならびに来訪者などの利便性向上を図ります。

※ミニバスとデマンドバスの運行は、国の運行費補助（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用

【事業主体】

市(協議会),交通事業者,
施設関係者,観光関係者

	ミニバス「のんなっせ」	デマンドバス
運行主体	タクシー3事業者	タクシー1事業者
事業内容	郊外部 ⇄ 市街地	郊外部（網田など） ⇄ 市街地
運行形態	路線定期	区域運行
運行路線数	5路線	-

【事業箇所】

市全域,網田地区

【事業実施イメージ】

①ミニバス「のんなっせ」の運行内容の見直し ※事業1)と同様

現在の利用実態等を踏まえ、ミニバス「のんなっせ」の運行区間の見直しを行います。

- ・花園北部線：宇土駅西口までの運行を宇土シティモール前までの運行に見直し
 - ・花園南部線：同上
 - ・轟線：宇土駅西口までの運行を、宇土市役所前から宇土シティモール前までに見直し
 - ・宇土北部線：地区から宇土市役所経由、宇土駅西口までの運行を、地区から宇土市役所経由で宇土シティモール前までの運行に見直し
 - ・網津・緑川線：宇土駅西口までの運行を宇土市役所経由、宇土シティモール前までに見直し
- その他、デマンド型区域運行への見直しや運行曜日の見直し、さらには運行本数の増加など、地域の実情に応じた運行内容に見直すことで、利便性向上を図ります。

②地区内輸送手段の確保

網田地区内での移動や網田駅から交流拠点（御輿来海岸展望所など）への移動など、地区内輸送手段の確保について検討します。

- 例) ミニバス「のんなっせ」やデマンドバスの活用や新たな交通手段（NPOによる自家用有償運送など）の導入



【期待される効果】

- ・ミニバス「のんなっせ」の利便性向上に伴う利用者数の増加
- ・ミニバス「のんなっせ」の運行効率性の改善
- ・コミュニティバス「行長しゃん号」の利用者数増加に伴う収支率の改善
- ・高齢者をはじめとする地域住民の利便性向上
- ・来訪者の利便性確保による交流人口の拡大

事業6) 交通弱者を対象とした運賃などの助成

〔事業概要〕

学生や高齢者などの交通弱者を対象に、運賃などの助成を行うことで、地域公共交通の利用促進を図ります。

〔事業主体〕

市(協議会),交通事業者,小中学校,高校,福祉関係者

〔事業箇所〕

市全域

〔事業実施イメージ〕

①運転免許証返納者への助成

高齢者の運転免許証の返納を促進するとともに、地域公共交通の利用促進を図ることを目的に、運転免許証返納者に対する地域公共交通利用に対する助成を行います。

例) ①～③に関しては例であり、今後、内容について検討します。

対象者	助成内容の例	助成期間の例
75歳以上	①ミニバスの無料券配布（年間パス） ②ミニバスの利用回数券配布（24枚綴り） ③ミニバスを半額で利用可能（証明書を提示） +公共施設などの無料使用などの特典 ※その他、地域公共交通利用券の配布 → JR,路線バス,コミュニティバス,ミニバス,タクシーが利用可能	①1年間 ②複数年 ③永年

②学生への助成

小中高校生の各1年生を対象に、地域公共交通利用の意識付けを行うことを目的に、地域公共交通利用に対する助成を行います。

例)

対象者	助成内容の例	助成期間の例
小中高校の各1年生	・地域公共交通利用券の配布 → JR,路線バス,コミュニティバス,ミニバスが利用可能	1年間

③学生を対象とした休日運賃割引

学生などの地域公共交通の利用促進、さらには意識の醸成等を図ることを目的に、休日における学生を対象とした運賃割引等を実施します。

例) • 宇土本町～桜町バスターミナルの往復乗車券

- 往復500円 ※通常、片道580円であり約半額
- 土日祝日ダイヤのみ
- 中学生、高校生、専門学生、大学生が対象



〔期待される効果〕

- ・運転免許証の返納の促進
- ・さらには免許返納に伴う高齢者の交通事故削減
- ・コミュニティバスやミニバスの利用者数の増加
- ・高齢者や学生等の地域公共交通の利用機会創出、意識醸成

〔山鹿～熊本間での実施事例〕

事業7) 新たな運賃制度の導入

【事業概要】

コミュニティバス「行長しゃん号」とミニバス「のんなっせ」を対象に新たな運賃制度を導入し、利用者の利便性向上を図ります。

【事業主体】

市(協議会),交通事業者

【事業箇所】

市全域

【事業実施イメージ】

例)

- ・コミュニティバス「行長しゃん号」とミニバス「のんなっせ」を対象に、料金の均一化を図るとともに、両者を乗り継いで利用した場合においても追加料金不要(定額運賃化)といった新たな運賃制度の導入。
- ・コミュニティバス「行長しゃん号」とミニバス「のんなっせ」を対象とした年間フリー乗車券の導入。
- ・市内の地域公共交通(路線バス、コミュニティバス「行長しゃん号」、ミニバス「のんなっせ」)が1日自由に何回でも乗車可能な1日乗車券の導入。



〔福岡県太宰府市のコミュニティバス「まほろば号」での実施事例〕

※フリー乗車券は、1か月で3,000円、3か月で8,000円

【期待される効果】

- ・コミュニティバス「行長しゃん号」の利便性向上に伴う利用者数の増加
- ・コミュニティバス「行長しゃん号」の利用者数増加に伴う収支率の改善
- ・ミニバス「のんなっせ」の運行効率性の改善
- ・JR、コミュニティバス「行長しゃん号」、ミニバス「のんなっせ」の接続強化
- ・地域公共交通の利用機会創出、意識醸成

事業8）地域公共交通に関する情報発信の強化

【事業概要】

地域公共交通マップの定期更新やその他媒体などを活用した情報発信を強化することで、地域公共交通の利用促進を図ります。

【事業主体】

市(協議会),交通事業者

【事業箇所】

市全域

【事業実施イメージ】

①地域公共交通マップの定期的更新

熊本県立大学や宇土中学校の若者の視点を取り入れた地域公共交通マップを令和3年度に作成。運行内容の見直しなどに応じて定期的に更新します。

②各種媒体やイベント時の公共交通情報掲載

地域公共交通を利用した観光へのアクセスを考慮したマップやそれに関連する情報（運賃、所要時間など）の掲載等について今後検討します。



〔宇土市地域公共交通マップ（令和3年度作成）〕

【期待される効果】

- ・地域公共交通の利用機会創出、意識醸成
- ・来訪者の利便性確保による交流人口の拡大

事業9）地域公共交通利用啓発活動の実施

【事業概要】

ターゲットに応じた地域公共交通利用啓発活動を定期的に実施することで、地域公共交通に対する地域住民の意識の醸成、さらには利用促進を図ります。

【事業主体】

市(協議会)、交通事業者、教育委員会、大学、福祉関係者

【事業箇所】

市全域

【事業実施イメージ】

①幼稚園・保育園児や小学生を対象とした乗り方教室の実施

幼稚園・保育園児や小学生を対象に、コミュニティバス「行長しゃん号」やミニバス「のんなっせ」へ触れ合ってもらう機会を創出することを目的に、乗り方教室を実施します。

②高齢者を対象とした乗り方教室の実施

高齢者の地域公共交通の利用促進、さらには運転免許証の返納促進等を目的に、老人福祉センター やクラブ活動などと連携し、乗り方教室を実施します。

③お出かけ企画の実施

高齢者などを対象に、JR や路線バス、コミュニティバス「行長しゃん号」、ミニバス「のんなっせ」などを活用したお出かけ企画を実施します。

④地域公共交通に関するイベント開催

既存イベントとの連携や新たな地域公共交通を活用したイベントなどを開催します。

例) 定期的な地域公共交通利用デーの実施：月 1 回、利用料金半額など

夏休みなどにおける小学生を対象としたスタンプラリーの開催



〔福祉部局と連携したお出かけ企画の実施事例〕

(宮崎県延岡市)



〔夏休み小学生を対象としたイベント企画の実施事例〕

(東三河地域)



〔期待される効果〕

- ・地域公共交通の利用機会創出、意識醸成
- ・地域公共交通の利用促進
- ・高齢者のお出かけ機会の創出（介護予防）

事業 10) 企業との連携

【事業概要】

行政・企業などが連携した地域公共交通利用啓発活動を実施することで、地域公共交通の利用促進を図ります。

【事業主体】

市(協議会),企業

【事業箇所】

市全域

【事業実施イメージ】

①コミュニティバスなどを活用した企業サポーター制度の導入

コミュニティバスなどを活用した企業サポーター制度を導入することで、行政・企業が連携した地域公共交通利用啓発活動を実施するとともに、地域公共交通の新たな財源確保とすることで地域公共交通の維持・確保を図ります。

例)・車内への広告掲載

- ・バスマップへの協賛企業としての提示
- ・ホームページ上への協賛企業としての紹介及びリンクの貼り付け
- ・ラッピングバス広告 など



〔コミュニティバスを活用した企業サポーター制度の実施事例〕(東京都文京区)

【期待される効果】

- ・地域公共交通に対する地域の機運の醸成
- ・企業と連携した多様な取り組み等の実施
- ・地域公共交通に対する新たな財源確保

目標達成に向けた施策・事業	事業概要	事業主体
事業 1) コミュニティ交通の見直し	コミュニティバス「行長しゃん号」とミニバス「のんなっせ」において,運行区間などを見直すとともに,施設などへの乗り入れや運行本数などの見直し,分かりやすい時刻表やバス停の見直しを行い,利用者の利便性向上を図ります。	市(協議会), 交通事業者, 施設関係者,
事業 2) 駅や施設などを活用した交通拠点の創出	市内の JR 駅や主要施設などにおいて,駅舎の有効活用や地域公共交通の待ち環境の向上,さらには地域公共交通相互の接続強化などを行い,交通拠点の創出を図ります。	市(協議会), 交通事業者, 施設関係者
事業 3) 路線バスの見直し	路線バスの三角線(三角～宇土間)を対象に,運行区間や運行本数などの見直しを行うとともに,代替交通などの検討を行い,運行効率化を図ります。	市(協議会), 交通事業者, 教育委員会
事業 4) 福祉事業との連携	ミニバス「のんなっせ」と福祉バス「あじさい号」が連携し,地域住民の利便性向上及び運行効率化を図ります。	市(協議会), 交通事業者, 福祉関係者
事業 5) コミュニティ交通の見直し (再掲)	ミニバス「のんなっせ」の運行形態の見直しを行うとともに,網田地区などにおいて地区内や拠点間を連絡する地区内輸送手段を検討し,利用者ならびに来訪者などの利便性向上を図ります。	市(協議会), 交通事業者, 施設関係者, 観光関係者
事業 6) 交通弱者を対象とした運賃などの助成	高校生や高齢者などの交通弱者を対象に,運賃などの助成を行うことで,地域公共交通の利用促進を図ります。	市(協議会), 交通事業者, 小中学校,高校, 福祉関係者
事業 7) 新たな運賃制度の導入	コミュニティバス「行長しゃん号」とミニバス「のんなっせ」を対象に新たな運賃制度を導入し,利用者の利便性向上を図ります。	市(協議会), 交通事業者
事業 8) 地域公共交通に関する情報発信の強化	地域公共交通マップの定期更新やその他媒体などを活用した情報発信を強化することで,地域公共交通の利用促進を図ります。	市(協議会), 交通事業者
事業 9) 地域公共交通利用啓発活動の実施	ターゲットに応じた地域公共交通利用啓発活動を定期的に実施することで,地域公共交通に対する地域住民の意識の醸成,さらには利用促進を図ります。	市(協議会), 交通事業者, 教育委員会,大学, 福祉関係者
事業 10) 企業との連携	行政・企業などが連携した地域公共交通利用啓発活動を実施することで,地域公共交通の利用促進を図ります。	市(協議会), 企業

事業個所	優先度	事業スケジュール(案)				
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
		基盤整備		サービス拡充		
利用促進						
市全域	高	[コミバス] 関係機関調整	関係機関調整	実施	→	→
		[ミニバス] 関係機関調整	実施	→	→	→
		[その他アンケートなど] 実施	→	→	→	→
JR 駅, 主要施設	中	事業 1) に 関する事項の 調整		一部実施	市全体で調整	実施
路線バス 三角線沿線	高	関係機関調整	→	→	実施	→
市全域	中	関係機関調整	→	実施	→	→
市全域,	高	[ミニバス] 関係機関調整	実施	→	→	→
		[地区内輸送] 関係機関調整	→	実施	→	→
市全域	中	関係機関調整	→	実施	→	→
市全域	高	事業 1) と 連携して調整		→	実施	→
市全域	高	一部実施 その他調整	実施	→	→	→
市全域	高	実施	→	→	→	→
市全域	中	関係機関調整	実施	→	→	→

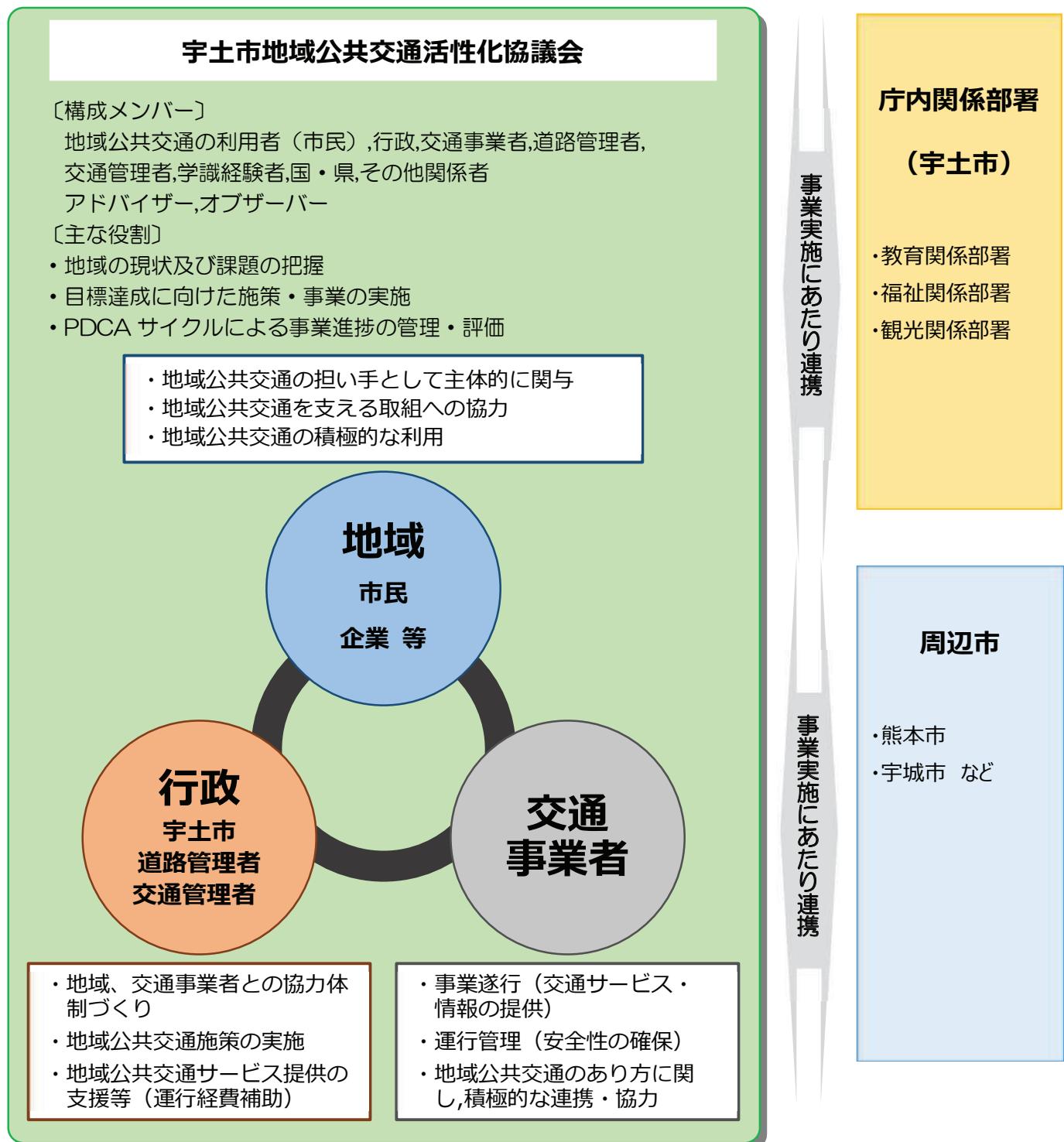
4-7 目標達成に向けたマネジメント

(1) 推進体制

本計画の推進体制は、法定協議会である「宇土市地域公共交通活性化協議会」がマネジメント主体として、計画の推進及び施策・事業の進捗状況等の確認を行います。

一方で、計画を推進し、目指す将来像の実現や目標達成にあたっては、行政のみならず、地域（市民・企業）や交通事業者と連携することが重要であることから、協働のもと取り組んでいきます。

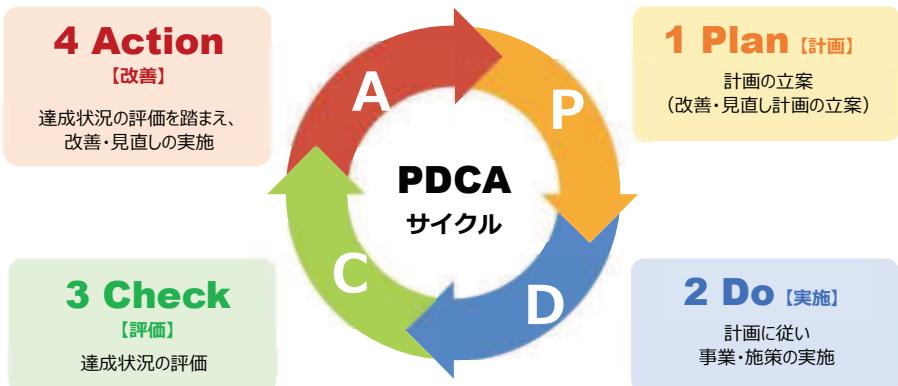
なお、事業実施にあたっては、府内関係部署や周辺市などと連携を図りながら推進します。



(2) 達成状況の評価と見直し

本計画は、設定した目標の達成状況を見ながら、計画の進捗状況を管理していきます。なお、地域公共交通を取り巻く環境の変化を踏まえ、適宜見直しを行い、計画最終年度において最終評価を実施するとともに、次期計画策定に向けた検討を進めています。

その他、毎年度モニタリングを実施するとともに、利用状況の把握やwebアンケートなどを活用し、利用者の声を定期的に収集します。また、毎年度の取組目標などについて、協議会で協議・決定します（別冊に記載）。



数値指標	評価時期	評価方法
1) コミュニティバス「行長しゃん号」の利用者数*	毎年度	交通事業者提供データで確認
2) コミュニティバス「行長しゃん号」の収支率	毎年度	//
3) 地域拠点（JR 宇土駅）の乗車人数	毎年度	//
4) 路線バスに対する市財政負担額	毎年度	交通事業者提出資料などから確認
5) 70歳以上の地域公共交通利用率（週1回以上）	最終年度	市民アンケート調査を実施し、確認
6) ミニバス「のんなっせ」の利用者数*	毎年度	交通事業者提供データで確認
7) ミニバス「のんなっせ」の1便あたり利用者数（路線毎）	毎年度	//
8) 地区内路線の導入件数	毎年度	事業実施状況などで確認
9) 地域公共交通マップ等の更新	毎年度	//
10) 地域公共交通に関する定期的な広報活動	毎年度	//
11) 地域との協働による取組み件数	毎年度	//

*運行費の国庫補助対象系統に係る目標値については別紙に記載。

併せて、毎年度のマネジメントに関しては、実施計画を作成し、事業の実施・評価・改善策の検討・見直しを行うことで、次年度の計画などに反映するなど、年度間管理を行います。

